

[事案 2019-183] 既払込保険料返還請求

・令和2年5月28日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に募集人の虚偽の説明があったこと等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

アキレス腱断裂により令和元年5月に入院したため、平成25年6月に乗合代理店を通じて契約した医療保険（契約①）および収入保障保険3件（契約②③④）にもとづき給付金の請求をしようと保険会社に連絡したところ、契約①②は満期終了済みで、契約②～④には入院保障は付いていないと回答された。しかし、以下等の理由により、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約①②について、契約時、定期保険であることの説明は受けておらず、そうではない（終身保険である）と誤信していた。また、保険料の未納連絡、および失効予告の連絡も受けていない。
- (2) 契約②～④について、実際には死亡あるいは所定の高度障害状態に該当した場合に給付金等が支払われる保険であるにもかかわらず、「入院して働けなくなれば保険金がもらえる」と契約時に募集人から説明を受けたので、入院して収入が途絶えれば保険金が受け取れる保険であると誤信していた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①②について、平成30年5月に保険期間を終え、平成30年5・6月分の保険料の支払いがなかったことから、自動更新されず期間満了により終了している。
- (2) 契約①②について、申立人に対し、平成30年3月初旬に契約更新案内を送付し、6月には未納案内を送付して6月中に2か月分の保険料を支払わなかった場合には契約が消滅することを通知し、外部業者から失効防止のフォロー電話を行った。
- (3) 契約①～④について、募集人は契約に際し、契約概要、設計書等を用いて説明を行っており、それら募集資料には保障内容が明記されている。契約②～④については、「万が一死亡した場合は、その後の遺族の生活費を補う目的の遺族保障となる」旨の説明をし申立人も内容につき了承している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約締結時、および契約①②の満期満了にかかる事情と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約①②について、定期保険ではないと誤信していたこと、保険料未納連絡および失効予告を受けていないこと等を認めることはできず、また、契約②～④について、入院して収入が途絶えれば保険金が受け取れる保険であると誤信していたことを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。